令和6年度内陸山地部におけるイリオモテヤマネコ生息状況調査業務 請負条件

本業務は、西表島の内陸山地部における地形や登山道等を熟知しており、自動撮影カメラの取り扱いと自動撮影カメラに撮影される生物種を適切に同定するための専門知識と経験が必要である。これらの知識及び経験が不十分な従事者により業務が行われた場合は、安全面の確保ができないことに加え、誤った調査結果につながり、イリオモテヤマネコの保全検討を図る上で誤った判断に繋がるおそれがある。

以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

(1)提出書類(別添様式)

過去5年以内に、2件以上の西表島における国内希少野生動植物種の調査や保全検討に関連する業務実績があることが確認できる書類(契約書の写し等)

- (2) 提出期限等
 - ① 提出期限

入札説明書7. (1) のとおり

- ② 業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先 入札説明書4. に同じ
- ③ 提出部数2部
- ④ 提出方法

入札説明書7.のとおり

- ⑤ 提出に当たっての注意事項
 - ア 封書の表に「令和6年度内陸山地部におけるイリオモテヤマネコ生息 状況調査業務」と明記すること。なお、提出期限までに提出先に現に届 かなかった業務請負条件資料は、無効とする。
 - イ 提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
 - ウ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る資料は、無効とするとともに、 提出者に対して指名停止を行うことがある。
 - エ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担

とする。

オ 提出された業務請負条件に係る書類は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される場合がある。

(3) 審査結果の回答

入札説明書7. (4) のとおり

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 九州地方環境事務所 沖縄奄美自然環境事務所長 殿

> 所 在 地 商号又は名称 代表者役職・氏名

令和6年度内陸山地部におけるイリオモテヤマネコ生息状況調査業務 請負条件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。 なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

過去5年以内に、2件以上の西表島における国内希少野生動植物種の調査や保全検 討に関連する業務実績があることが確認できる書類(契約書の写し等)

(担当者)		
所属部署	:	
氏 名	:	
TEL/FAX	:	
E-mail	:	